

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

滋賀県立成人病センター(現 滋賀県立総合病院。以下「病院」という。)で、コンピューター断層撮影(CT)検査を行った際に、画像診断報告書(画像レポート)の確認不足により、適切な治療機会を逸した事案について、患者のご遺族と損害賠償について合意する見込みとなったことから、その額を定めることについて議決を求めるものです。

1 損害賠償の額

(1) 金額

400万円

なお、全額病院賠償責任保険により支払われる。

(2) 損害賠償に応じる理由

平成26年(2014年)8月に行ったCT検査における画像診断報告書の確認不足により10か月の診断の遅れを招いたことは病院の過失であり、適切な治療機会を逸したことに對して支払うもの。

2 事案の概要

(1) 患者様

60歳代(平成29年(2017年)1月時点) 男性

(2) 経過

平成26年(2014年)8月

循環器内科を受診の際に、膀胱癌を疑わせるCT検査の画像診断報告書の記載があったにもかかわらず、医師がこれを確認していなかったため、診断および治療が10か月遅れる。

平成27年(2015年)6月

泌尿器科を受診の際に膀胱癌と診断され、以後病院で治療。

平成29年(2017年)1月

患者様ご逝去。

令和元年(2019年)6月

平成30年(2018年)11月以降、病院において画像診断報告書の確認不足により適切な治療機会を逸した事案が3件判明したため、過去(平成26年(2014年)から令和元年(2019年)まで)に同様の事案がないか調査を開始。

令和2年(2020年)3月

上記の調査の結果、本事案が判明し、公表。

3 再発防止策（令和2年3月公表済）

（1）画像診断報告書の改善

悪性腫瘍が疑われる場合は「悪性疑い」等と明記することを徹底している。

（2）既読管理システムの確認

副院長が、電子カルテの既読管理システム（画像診断報告書の未読既読を一覧で確認できるシステム）の閲覧状況とその後の対応を確認して診療部長会議で報告等を行い、各診療科でチェック漏れがないよう徹底している。

（3）画像診断報告書チェック体制の構築

想定外の新規悪性腫瘍が疑われる症例については、放射線診断科からの報告により副院長が電子カルテで診療経過を管理している。

（4）電子カルテシステムの改善

電子カルテシステムにおいて、未読の画像診断報告書がある場合にその旨を知らせる画面を表示するよう、本年4月に改修済。